

令和4年9月卒業・修了生の学生証の返却について

令和4年9月に法学研究科・法学部を卒業・修了する方は、以下の方法により学生証を返却してください。

<ICカード学生証に生協組合員証機能を有していない学生>

学位記と引き換えに、法学部・法学研究科教務担当・学事担当へ学生証を返却してください。

<ICカード学生証に生協組合員証機能を有している学生>

(1) 卒業(修了)後、引き続き本学に在学しない場合

学位記授与式前までに北大生協の脱退手続きを行い、学位記授与式当日に、法学部・法学研究科教務担当・学事担当へしてください。

※学位記授与式後も北大生協を利用する場合は、脱退手続き後に必ず教務担当・学事担当へ学生証を返却してください。

脱退手順方法

- ・北大生協 Web ページ内、「脱退手続きフォーム」によるオンライン手続き（留学生は除く）
- ・留学生の皆様は、9月1日（木）以降、「共済・組合員センター」の窓口にて手続き

詳細はこちら ⇒ <https://www.hokudai.seikyoku.ne.jp/news/sotsugyo/news-13135/>

(2) 卒業・修了後、非正規生(研究生等)で大学に残る場合

正規学生から非正規生に身分変更となるため、学生証と兼用の組合員証から、北大生協が発行する組合員証にカードを変更する必要があります。

学位記授与式前までに変更手続きを行い、学位記を受け取り次第、法学部・法学研究科教務担当・学事担当へ学生証を返却してください。

※学位記授与後も変更手続きを行っていない場合は、速やかに変更手続きを行ってください。旧学生証は、変更手続き後に必ず教務担当・学事担当へ返却してください。

変更手順方法

- ・北大生協 Web ページ内、「変更連絡オンラインフォーム」によるオンライン手続き

(3) 卒業・修了後、引き続き本学修士課程及び博士後期課程に進学する場合

卒業(修了)後も、新学生証が配付されるまでは、「北大生協組合員証」として利用できます。

進学後に新しい学生証を受け取り次第、新旧学生証2枚を持参の上、最寄りの北大生協各店舗にてデータ移行手続きを行ってください。旧学生証は、手続き完了後、法学部・法学研究科教務担当・学事担当へ返却してください。

※学位記授与式後も入退室等で学生証を使用する場合は、使用后、法学部・法学研究科教務担当・学事担当へ返却してください。

生協組合員の脱退・変更手続きのお問い合わせは、共済・組合員センター（TEL:011-726-0442）まで
〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西7丁目クラーク会館内
営業時間（平日） 10:00～17:00

令和4年8月25日

法学部・法学研究科 教務担当・学事担当